

1867年から1877年にかけてのクリル諸島

ヴァレーリー・シュービン著
醍醐龍馬、兎内勇津流／共訳

【訳者解説】

本稿は、サハリン（樺太）の歴史家ヴァレーリー・シュービン（1946年生）が、今から30年前、『郷土誌ビュレティン』1992年第4号に寄稿した論文「1867年から1877年にかけてのクリル諸島」の日本語訳である¹。このころシュービンは同誌にクリル諸島の歴史に関する論文を続けざまに寄稿していたが、そのうちの一編である²。

本論文が対象とするのは、択捉島より北に位置するクリル諸島北中部(シムムシ島からウルップ島まで)である³。この地域にはもともとアイヌなどの北方少数民族が暮らしていたが、ロシアがカムチャツカに進出した17世紀後半以降、ロシア人の進出を見るようになった。そして、1855年の下田条約（日露通好条約）においてロシア領とされたが、1875年のサンクトペテルブルク条約（樺太千島交換条約）によって日本領となった。この地域は、

¹ *Шубин В.О.* Курильские острова в период 1867-1877 гг. «Краеведческий бюллетень». 1992. № 4.

² 本論文の前史にあたるものとして、*Шубин В.О.* История поселений Российско-Американской компании на Курильских островах. «Краеведческий бюллетень». 1992. № 3, 続編に相当するものとして、*Шубин В.О.* Новые материалы о переселении «курильцев» на Камчатку. «Краеведческий бюллетень». 1992. № 4. などがある。また、これまで日本語に訳されたシュービンの論文として、V.O. シュービン（愈松根訳）「千島列島における18-19世紀のロシア人集落」『北海道考古学』26輯、1990年がある。

³ ロシア側の呼称であるクリルと日本側の呼称である千島では、その範囲に違いが生じることがある。そこで、露文和訳である本稿では、原典の正確な訳出を図るため、クリルとそのまま表記しておく。

その後しばらく日本によって積極的に利用・開発されず、ラッコやオットセイは外国船の密猟に晒されながら、これを十分に管理することができない状況が生じた⁴。1891年には明治天皇の侍従片岡利和による探検、1893年には海軍大尉郡司成忠が組織した報効義会による遠征・開拓の試みなどがあったが、結局定住地の形成には至らなかった⁵。

しかし、1930年代に入ると一部の島が日本の北洋漁業の拠点となる。また、第二次世界大戦においては対米軍事基地として使用され、多数の将兵がここに駐留した。1945年8月夏のソ連の対日参戦時には、北部のシュムシュ島が激戦地となった。戦後ソ連の統治下に入ったが、日本がクリル諸島の領有権放棄を宣言したサンフランシスコ講和条約にソ連は調印しなかった⁶。そのため、現在の日本で流布している地図上では、国際法上は帰属未定地としてサハリン島南部とともに白塗り表記されている。

現在、ロシア連邦サハリン州の一部となっているクリル諸島北部・中部は、同じく日本の一部だったサハリン島南部とは、似ているようでいろいろな点で異なった歩みをたどってきた。しかし、居住者が限られていることもあって、その歴史について語られることは多くなく、帝政ロシア領時代についてはなおさら材料が限られている。

シュービン氏は、ロシア共和国極東国家中央文書館（トムスク市、その後ウラジオストクに移転して1992年にロシア国家極東歴史文書館と改称）の所蔵文書を中心に、外交文書などにも当たってクリル諸島の歴史を紐解き、サンクトペテルブルク条約で日本に割譲される以前の実態を明らかにした。

⁴ 密猟問題の詳細は、高橋亮一「一八八〇年代における日本の「密猟」問題と海獣保護－北方海域をめぐる国際関係との関連から」『東アジア近代史』第25号、2021年などを参照。

⁵ 明治中期における千島開拓の詳細は、麓慎一「明治中期の千島開発について－海軍大尉郡司成忠のシュムシュ島移住を中心に」『新潟大学教育人間科学部紀要 人文・社会科学編』10巻2号、2008年などを参照。

⁶ 戦前のサハリンとクリルの歴史を国境の形成と変遷を軸に概説したものとして、兔内勇津流「戦前のクリル諸島とサハリン島」宮脇昇、樋口恵佳、浦部浩之編『国境の時代』大学教育出版、2022年（ASシリーズ）を参照。



図1 コマンドル諸島とアラスカ (Ilya Vinkovetsky, *Russian America: an Overseas Colony of a Continental Empire, 1804-1867*, Oxford University Press, 2011, P. 7の図を基に加筆修正)

シュービンによれば、1867年のアラスカ売却後の露米会社清算に伴い、ロシアはクリル諸島の行政と経営を自前で行うことが必要になったが、手が回らず、事実上放置に近い状況になった。この地域には、アイヌだけでなく、海獣猟を行うためにアラスカから連れてこられた先住民アレウト人が暮らしていた。そして、クリル諸島の一部はアメリカの商社に貸与された一方、フィリペウスというロシア人商人にクリル諸島への物資輸送を委ねていたことが明らかにされた⁷。そして、ロシア政府は先住民族に対して関心を有さず、サンクトペテルブルク条約を結んだことにより彼らの運命を追い詰める決定的

⁷ 露米会社解散から日本領になるまでの時期、クリル諸島に非常に重要な関わりがあったこの人物について、日本側の研究では十分に認識されていない。例えば秋月俊幸『千島列島をめぐる日本とロシア』北海道大学出版会、2014年においては、「フィペリウス」と表記されている箇所(226頁と人名索引)と「フィリペウス」と表記されている箇所(188頁)があり注意を要する。また、川上淳『千島通史の研究』北海道出版企画センター、2020年)では、そもそもこの人物は登場しない。なお、北海道大学附属図書館は「千島国占守郡第1島モヨロッパ港旧魯国商人ヒリペウス氏手代の住宅」と題する写真を所蔵し、北方資料データベースで公開している。撮影は1878年とのことである。

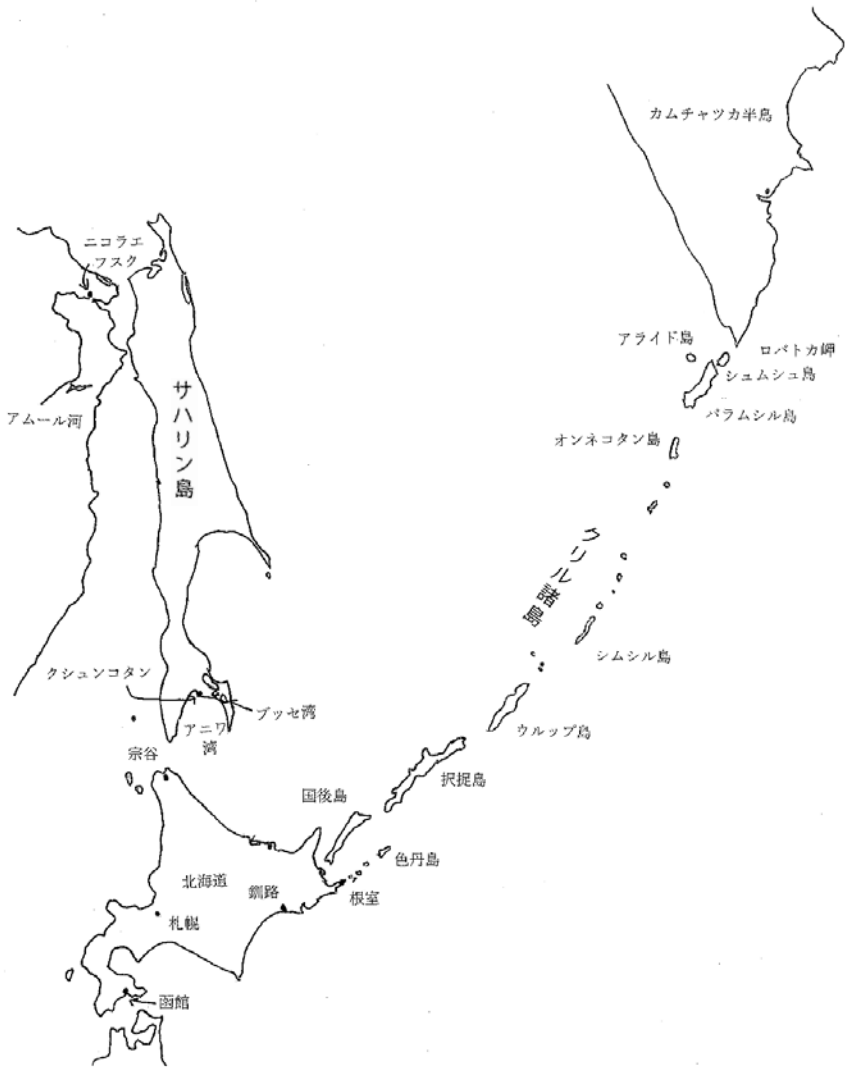


図 2 サンクトペテルブルク条約前のクリル諸島とサハリン島 (秋月俊幸『千島列島をめぐる日本とロシア』北海道大学出版会, 2014 年の見返し図を加筆修正)

な転機をもたらしたと結論付ける。

この時期のクリル諸島については、近年出版された秋月俊幸『千島列島をめぐる日本とロシア』⁸、エルモラーエフ『極東ロシアとシベリアにおける露米会社』⁹なども、このシュービンの仕事を参照しており、本論文はそれだけ先駆的文献として認知されていると言える。また、サンクトペテルブルク条約を締結するに際し、ロシア側はシーレーンとして重要なクリル諸島を代償としてなかなか引き渡そうとはしなかった¹⁰。それにも拘わらず最終的に日本側に引き渡された国内事情の一端を理解するためには、露米会社解散後にクリル諸島が置かれていた状況への理解は欠かせない。以下に、その全文を翻訳する。なお、訳者注には〔 〕を付した。

【訳文】

本稿で我々は、1867年の露米会社廃止から1875年のペテルブルク条約によってロシアから日本にその北部が譲渡されるまでの間の時期における、クリル諸島のロシア領部分のあり方を解明することを、初めて試みる。それを描き出すための史的基礎となったのは、主として、トムスク市のロシア共和国極東国家中央文書館〔1991年にウラジオストク移転が決定し、翌年ロシア国家極東歴史文書館РГИА ДВと改称された〕の所蔵文書である。これは、東シベリア行政総局の文書、すなわち、内務省、財務省、沿海州庁（ニコラエフスク市）や宗務院総長などとの往復文書である。それ以外には、イルクーツク州国家文書館とソ連外務省ロシア外交文書館の文書を利用した。

⁸ 秋月俊幸『千島列島をめぐる日本とロシア』北海道大学出版会、2014年。

⁹ Ермолаев А.Н. Российско-американская компания в Сибири и на Дальнем Востоке (1799-1871 гг.). Кемерово, 2013.

¹⁰ 交渉過程の詳細は、醍醐龍馬「外務卿副島種臣と日露領土交渉－樺太千島交換条約への道筋」『国際政治』191号、2018年、醍醐龍馬「榎本武揚と樺太千島交換条約―大久保外交における「釣合フヘキ」条約の模索（1）（2・完）」『阪大法学』65巻2号、3号、2015年を参照。

1867年、アラスカにあったロシアの植民地をアメリカ合衆国に売却した後、露米会社は清算された。分ちがたく結びついたこの二つの出来事には、大きな社会的反響があり、歴史家たちの注意を絶えず惹きつけてきたし、現在も惹きつけており、十分に研究されたことと考えられている（1）。

それと同時に、それまで露米会社の影響範囲に入っていたそれ以外の領土の歴史的運命については、全く専門家の視野の外に放置されていた。とりわけクリル諸島の、さらに詳しく言えば、1855年の下田条約によりロシアの管轄下に残ったその中部と北部の歴史は、今日まで研究されないまま残されている（2）。

それ以前の時代の出来事を、ここで読者に簡潔に思い出していただくことにしよう。1760年代から80年代にかけて、シムシユから国後までのクリル諸島は、ロシアの商人の船が海獣漁を行うため、あるいは政府の遠征隊がヤサーク（毛皮税）を集めに、エピソード的に訪れるだけであった。定住地が存在したのは、シムシユ島のマイロポ湾とウルップ島のタヴァノ湾に限られていた（3）。

19世紀初頭、ロシアと日本の間で、国境を形成する自然なプロセスが進行し、ウルップ島と択捉島を分けるフリース海峡が事実上の国境として定着した（4）。

1828年から1867年まで、ウルップからシムシユまでの島々は、当初露米会社クリル部に組み込まれ、その後同社のクリル支部の一部となって、露領アメリカの首都であるノヴォ・アルハンゲリスク〔現在はアラスカ州バラノフ島のシトカ〕から管理された。同社の定款と「皇帝陛下の与えた特権」に基づいて、会社には、「アメリカ北西部の母なる大地と、コマンドル諸島とクリル諸島を含む、それに付属する諸島」における排他的利用権が与えられた。さらに同社には行政上の責任が課された（5）。これは、〔クリル〕群島の開発が最も長期的かつ集中的に行われ、多くの成功をおさめた時期だった。

露米会社清算後の1867年の航海期、ペテルブルクにあった会社理事会の

指示により、シュムシュ、シムシル、ウルップの村に住んでいたロシア人とクレオール〔ロシア人その他欧米人とシベリアや露領アメリカ先住民との間にできた混血人〕を主とする全ての会社従業員（島の支配人、現地管理人、バイダルカ操船人、書記など）が、カムチャツカとロシアに出ていった。

ロシアに属する北の島々に残ったのは200人少々で、その約半分が先住民であるアイヌ、もう半分は、露米会社が労働力としてアメリカから連れてきたコディアク人とアレウト人だった。しかしながら、これらの人々は当時の各種史料・文献の中では総称的にクリル人と呼ばれており、後年そのために少なからぬ歴史的誤解が生じるようになった。

わが国の歴史にしばしば見られるように、露領アメリカの売却と露米会社の清算に関する政治的決定を行った人はおそらく誰も、クリル諸島と、少数ではあるにせよその住民のその後の運命について考えることをしなかった。少なくとも現在に至るまでわれわれは、会社の支配人もしくはアメリカにいた植民地支配人が、遠隔地にあるこの列島の将来の運命について基本的な危惧を持っていたことを証明する露米会社の作成した史料を、ひとつも発見できていない。島とその住民から搾り取るだけ搾り取った後、島とその住民はそのまま運命の恣意に委ねられ、1867年の後半を通じて誰も彼らについて考えることがなかったのだ。そのうえ、島から撤退した露米会社は、そこにあった全ての毛皮在庫だけでなく、食糧を含む全ての物資を運び出してしまった。

そして、翌年の1868年1月24日になってようやく、沿海州軍務知事がクリル諸島の行政的地位の問題に注意を向けた（6）。その際、すぐに二種類の問題解決案が生じた。島々を、そこから生じるさまざまな問題を含めて政府機関の管轄下に置くのか、あるいは、それを民間人に売却するかである。露米会社の理事会は、島にある資産と事業を米露商会（サンフランシスコ市）に売却することを勧告した。これとは別に、ペトロパヴロフスク・カムチャツキーの第一ギルド商人で七等文官でもあるアレクサンドル・フォードロヴィッチ・フィリペウスが、〔露米会社の特権から〕解放された領土にお

ける権利付与を請求した。

結局、ロシア内務省のイニシアチブで、クリル諸島を沿海州知事の行政部門に移管する妥協的な決定が下され、1868年4月15日に東シベリア総督ミハイル・コルサコフ陸軍中将(1826～1871)にそのことが伝達されると(7)、それを受けて総督は、1868年5月28日、沿海州軍務知事イヴァン・フルゲリム海軍少将(1821～1909)〔原文はA.M. というイニシャルを記すが誤記か〕に、このことに対応する命令を下した(8)。クリル諸島の直接管理をペトロパヴロフスク・カムチャツキー管区警察署長に委任し、シムシユ島に警備員を任命し、露米会社の旧財産を購入して国庫に繰り入れ、列島の住民への補給は、商人フィリペウスを念頭におきつつ、請負人によってこれを実行するとした(9)。

ロシア財務省によれば、このときまでの旧露米会社の資産は以下の通りであった。

シムシユ島：礼拝堂、家屋、兵舎、倉庫、風呂場、納屋、家畜小屋、売店各1、しめて1500紙幣ルーブルである。

ウルップ島：家屋、大きな兵舎、倉庫、風呂場、売店、しめて2000紙幣ルーブルである。シムシル島に関しては資料がない(10)。

これらの資産を購入し国庫に繰り入れることは適正だとコルサコフは承認した。第一に、総額がたいしたものではないこと、第二に、島と資産が民間人、とくに外国人の手に渡った場合、現地に赤裸々な密漁や現地住民に対する圧迫が始まるのが、深く危惧されるためである(11)。

こうして決定が下されたが、それを完全に実行することはできなかった。土壇場になって、資産を購入するだけの資金が国庫にはないと判明したのである。このような状況のもと、前述の商人フィリペウスに優先権が与えられた。フィリペウスは、露米会社清算後にアヤン〔現ハバロフスク州にあるオホーツク海に面した露米会社の拠点の1つ〕、コマンドル諸島およびクリル諸島に残っていた資産を購入した(12)。

1868年の晩秋、フィリペウスは自分の汽船「バトラク」に乗ってクリル

諸島に行き、彼自身も驚いたことに、すでに（サンフランシスコ市の著名な銀行家ジョセフ・モラ・モス（1809～1880）が経営する）アメリカ商會が、旧露米会社の資産を占有していることを見出した（13）。その後、フィリペウスはコルサコフに長文の手紙を送り、住民に供給したり、海獣猟を組織したりするための多量の物資をシムシル島に運び、自分が雇った露米会社の前現地管理人にその世話を任せたことを伝えた。これらの物資はアレウト人とクリル人に翌年の猟によって返済するものとして分配されたのだが、その後アメリカの商人がロシアの権利と国際法に違反して、すでに島で無税交易を行っていて（ちなみに、アメリカの当時の領土内でこれをロシア人が行うことは許可されていなかった）、現地住民を酔っ払わせ、彼らのところから全ての毛皮を巻き上げていることが明らかになった（このこともまた、アメリカ当局は自国内では厳禁していた）。さらにフィリペウスは、島の一つで、アメリカ人の商人もしくは密猟者たちが、岸に干してあった100枚以上の毛皮を現地住民から奪った事実を伝えた。これらの全ては大損害でないはずがなく、フィリペウスは総督に対して、このような条件下においては、以前約束したように、自分の費用で司祭や医官を毎年クリル諸島に連れて行くことはできないと伝えた。彼は、[クリル]群島の住民を運命の恣意に投げ出すことなく、酔っ払いにされたり収奪されたりすることから最終的に住民を保護し、ロシア臣民の権利と利益を守るよう切に懇願するとして、その手紙を結んだ（14）。

おそらくこの手紙は効力を現わし始め、クリル諸島における旧露米会社の資産の帰属に関する問題は、最終的にフィリペウスの利益にかなう形で解決された。1869年1月28日、陸軍中将コンスタンチン・シェラニコフ（1820～1888）は沿海州軍務知事の報告を引用しながら、第一ギルド商人で7等文官であるフィリペウスとの間で、沿海州の管轄下に入ったクリル諸島の住民に食料その他の物資を供給すること、島に官吏と司祭を任命し彼等のための住居を建設することについて3年契約を結んだことを、コルサコフ総督に連絡した（15）。コマンドル諸島の運命も同時に決まることになったので、

フルゲリム沿海州軍務知事の考えによれば、[コマンドル諸島の]メドヌイ島に信頼できる官吏の中から管理者を任命し、シュムシュ島にはカムチャツカの現地部隊の下士官から警備員を選び、それを[カムチャツカの]ペトロパヴロフスク管区警察署長の管轄下に置くことが必要である。彼等には、地方の住民から税を集めるとともに、海獣資源の枯渇を生じさせないため(16)と外国人の横暴から先住民を保護するために、漁猟が合理的に組織されていることを厳格に監視する仕事が課された(17)。

このようにして、東シベリアの政府機関がクリル諸島の行政的地位に関する問題を解決している間に、アメリカ商会に代表されるアメリカの資金が現地に浸透していた。ペトロパヴロフスクの第一ギルド商人であるロシア商船の船長パーヴェル・グスタヴォヴィッチ・レマシェフスキー(1833～?)が、極東においてこの会社を代表した。1869年春、彼はフルゲリム沿海州軍務知事に申請して、ウルップ島のクレオールとアレウト人をサハリン島のブッセ湾[現在のブッセ湖。日本領時代は遠淵湖とおぶちと呼ばれた]に移すことを許可され、同年の航海期に27人を現地に移送した。レマシェフスキーは、自分の信頼する請負人の下で移住者を決定し、この全員に穀粉その他の物資を供給しつつ、彼らを漁業や海獣猟の労働力として使うことを提案した(18)。そして移住者が到着した後、レマシェフスキー自身が、アレウト人は現地を「鳥や、彼らにとって何にも代えがたい魚、貝、アザラシ、トドが近くに豊富にいる土地だと、とても気に入っております…」と書き送った(19)。おそらくこの考えは第一印象に基づいたもので、後から後悔がやってくることになり、1870年にはすでに、フルゲリムは東シベリア総督コルサコフに、サハリン部隊長のフォードル・デプレラードヴィッチ陸軍中佐(?～1884)の報告によるとして、アレウト人たちは、レマシェフスキーがアニワ湾に来た最初の機会に、自分たちをウルップ島に至急帰還させるよう請願する意向だと伝えている(20)。おそらくアレウト人にとって、(ウルップ島の後での)南サハリンは、あまりにも人口が多くて活気がありすぎると思われたのだ(当時、ムラヴィヨフ哨所[アニワ湾に面するクシユンコタン、現在のコルサコ

フに建設された]に東シベリア第四大隊の司令部が配置され、フルゲリムを含む高官がしばしば訪問していた)。そしておそらく、彼らはこれまでの長い間ではじめて多くの厳しい労働を強いられ、貧乏で腹を満たすことが少ないとしても、クリル諸島での自由なあり方を選ぶことにしたのである。

いずれにしても、駐サハリン部隊の新しい部隊長イシドール・スヴェルチコフ中佐(1837～1907)の記録によると、サンフランシスコ所在の商社「モラ・モス・バウム」に所属する、アメリカ国旗を掲げたブリグ型帆船「オリガ」が7月5日にムラヴィヨフ哨所に到着し、1869年にレマシェフスキーがサハリンに連れてきたアレウト人を乗せると、同月22日、シムシル島とウルップ島に向けて出発したのだった(21)。

前述のように、露米会社が全ての毛皮と物資を運び出した結果、フィリペウスはクリル諸島の住民が全くの貧困状態にあることを見出した。契約上、彼は現金勘定によって商売を行う義務を負っていただけだったが、クリル人とアレウト人に対して、ついで食料や物資を提供せざるを得なかっただけでなく、ウルップ島民のアメリカ商社に対する合計5032ルーブル40カペイカの負債を引き受け、カリフォルニアの「モラ・モス」社との精算を1871年までに完了しなければならなかった。ウルップ島民は、これ以後の数年間、たいへん上手に負債を減らすことに成功したが、「…しかし最後の2年間には、アメリカのどこかのスクナー船が初春に島にやって来て、住民が多量の猟果をもとに、スクナー船から得た酒で酔っ払っていることに満足せず、去る1874年には、全住民を酔いつぶれさせて、物資が保管されている倉庫から、40枚以上のラッコ(の毛皮)と、住民に分け与えられた物資の一部を略奪した」と、何年も後になってフィリペウスは振り返った(22)。

大きな損失にもかかわらず、フィリペウスはクリル諸島に住む少数の住民に全ての必要とされたものを毎年供給し続け、そのことによって、彼の力に余るのではないかという沿海州庁の懸念を払拭した。

その他の問題について言えば、クリル諸島に司祭を任命する問題を解決するために、シベリアの行政当局は宗務院総長に請願を行い、総長の方は、モ

スクワ府主教インノケンチイ（ヴェニアミノフ、1797～1879）〔インノケンチイは1824年以來カムチャツカと露領アメリカで宣教師として活動した後、1840年にカムチャツカ・コマンドル・クリル主教に任命されて1868年まで在職した。当時、ロシア正教会の最高幹部であると同時に、現地事情に最も通じた聖職者だった〕に相談を持ち掛けた。彼の考えによれば、重要なのは司祭のために家を建て、燃料としかるべき給料を与えるだけでなく、交通の必要を満たすことである。というのも、ある島から別の島に移動するには、船によるしかないからである（23）。おそらくはこの最後の難点^が、司祭だけでなく、医官やさらには期待された警備員さえ、クリル諸島に一度も任命されなかった主な原因だった。

1869年以降、ペトロパヴロフスク管区警察署長は、沿海州軍務知事に、クリル諸島の人口、家屋と畜舎の数、捕獲された海獣と魚の量についての統計情報を定期的に伝え始めた（24）。スクナー軍艦「ブルガ」が遭難した関係で1869年8月10日にシムシル島を訪れたペトロパヴロフスク警察署長補佐で10等文官の3. イヴァーノフの報告書は、住居やバイダルカ、猟の条件の記述など、同島のアレウト人の生活と習俗に関する興味深い情報を含んでいた（25）。すべての情報から判断するところ、1867年の嵐のような事件のあと、島での生活は急速に通常の軌道に戻っていった。

しかしながら、すでに翌年にはクリル諸島をめぐる問題状況が再び先鋭化した。1870年2月、フィリパウスがロンドンに滞在していた時、コマンドル諸島とクリル諸島の物資供給について以前結んだ契約を、1872年1月1日付で破棄する旨の通知をフルゲリムから受け取った。フィリパウスの考えによれば、このことは、当時ロシア政府内で検討されていた、クリル諸島を25年契約でアメリカの商業狩猟会社に貸与する計画と関係していた（26）。

そして実際1871年2月27日に、内務省と貿易商社「ハッチソン・コール」社との間で、猟の権利を貸与するとともに、クリル諸島とコマンドル諸島に食料と物資を供給する契約が結ばれた。それ以外にこの契約は、ハチソン・コール社はシムシユ、シムシル、ベーリング、メドヌイの各島に、毎年穀

粉、脱穀済み穀物、塩、火薬、鉛を、(住民の数に比例して)二年分の備蓄ができる量を毎年供給する義務を負うとしていた。契約の特別条項は、ハチソン・コール社だけがこれら諸島での独占的な商業権をもつと約束し、契約の有効期間は1872年1月1日に始まるとした(27)。

しかしながら、1871年以降この契約が完全に履行されたのはコマンドルスキー諸島に対して20年間だけであり、その後(商社側がもっと有利な条件を提示したにもかかわらず)ロシア政府は契約を延長しなかった。フィリペウスがどのようにしてクリル諸島での権利を守ることに成功したのか、まだ我々は解明できていないが、彼は最終的にカリフォルニアの会社を追い出したのである。しかし、露米会社の解散後にきたクリル諸島の放任状態の時代を完全に終わらせることは、彼ひとりの力に余ることだったことは疑いない。コマンドル諸島と同様に、クリル諸島にも毎年様々な人、とくにアメリカの事業家や商人、一旗組の人々がやってきた。彼等は二束三文で毛皮を買い占め、アレウト人の狩猟者との間で、日常生活用品やウオッカで支払う契約を結んだ。住民の泥酔はぞっとするものだった。こうした条件のもとで猟は前例のない規模に到達し、露米会社の時にあった厳格な禁猟体制は忘れられてしまった。個人的な蓄財だけを渴望する一旗組の連中の影響下で、現地の住民は自らの生活のために必要不可欠な動物をところ構わず狩り尽くしていった(28)。

おそらくこの時、外国人による露骨な収奪も止むことはなかった。このことを証拠立てるのが、1874年2月1日にウルップ島のアレウト人とコディアク人がフィリペウスとカムチャツカ郡警察署長И.ポポフを通じてロシア皇帝宛てに提出した、援助と保護を求める請願書である。これまでと同様に海獣猟が現地住民の福利の唯一の源であると、請願書は伝えている。ラッコの毛皮を商人に販売することで、彼らの生活手段と衣類が確保される。毎年多くの外国船(特にアメリカの船)が来航し、海獣を獲るだけでなく、かえってそれを追い散らしたりしながら、先住民から毛皮を収奪してその生活基盤を壊している。この文書からは、それと同時に、当局が約束した警備員が島

に任命されないままであり、また、先住民が最後にロシア正教司祭に会ったのは、彼らがしばらくの間サハリンのブッセ湾地域に移された1869年のことで、ウルップに戻った後に生まれた子供たちはまだ洗礼を受けていなかったことが分かる(29)。

ペトロパヴロフスク警察署長ポポフは、1875年8月19日に沿海州軍務知事のもとにこの文書を送付するとともに、カムチャツカには軍艦が不足しているので、自分には島民を外国人の横暴から守ることはできないこと、ウラジオストクに向かう船に便乗させてクリル諸島に正教司祭を送ることは、たいへんリスクを伴うことを付記した。というのもこのような場合、島で降ろされた司祭たちは、次の航海期までそこに残って越冬することになる危険があるからだ。全体的に判断して、ウルップ島のアレウト人の書簡はそれ以上知事を動かすことはなく、何か現実の方策が採択されることはなかった。アレウト人の訴えに対して、軍務知事はペトロパヴロフスクの警察署長に、すみやかに司祭を同伴してクリル諸島を訪れること、当時カムチャツカにあった巡洋艦をこのために使用し、現地住民の問題を解決するよう指示した(30)。これに対しポポフ警察署長は、1876年10月13日付の「[[クリル] 諸島とカムチャツカ沿岸の訪問について」の報告書の中で、クリル諸島を日本に譲渡することに伴い、その「必要性はなくなった」と連絡した(31)。

このように、クリル諸島において露米会社の活動が停止してからペテルブルク条約によりこの領土が日本に譲渡されるまでの一時期(1867-1875年)は、この諸島が形式上沿海州軍務知事の管轄から遠ざかった時だった。形式的にはという理由は、いかなる行政機関も自治機関も現地に設けられることがなかったからである。この期間全体を通じて、何か職務を帯びた役人がクリル諸島を訪問することは誰ひとりなかった。クリル人、アレウト人、コディアク人は、それまでのように自分たちの子供に読み書きを教える機会だけでなく、基礎的な医療サービスまでも失った。ロシア正教の信者でありながら、彼らはまた司祭にも忘れられてしまった。しばしば外国人やロシア人商人による略奪と飲酒にさらされた彼らは、フィリベウスだけが自分たちの恩人で

あり養ってくれる人であると認めた。フィリペウスとて、私心なく彼等を最終的な絶滅と飢え死にから救済したわけでは決してないのだが。

それと同時に、ここで検討した時代にクリル人と特にアレウト人の生活には、いくつかのプラスの要素が登場した。我々は、これまで述べてきたクリル諸島におけるあらゆる生活困難にもかかわらず、その住人は、露米会社の長年にわたる事実上の奴隷制のあとで、ついに相対的自由を獲得したと考える(32)。あたかも島の天然資源の所有者ようになったアレウト人とクリル人は、それを自分たちの裁量で管理し始めた。ローザ・リャプノヴァ(1928～1993)が明らかにしたことから類推すると、露米会社清算後のクリル諸島は、伝統的文化が根本的に破壊された時代だったと結論できる。この時代は、外見的にはアレウト人とクリル人にとって比較的平安なものだったが、彼らの残酷な搾取は曖昧な形をとって継続されていた。毛皮がきわめて安い値段で住民から買い取られる一方、必需品、移入された食料品と典型的な植民地的品揃え(装飾品、香料、小間物、アルコール飲料など)の価格は、たいへん高価だった。衣服はほぼすべてが移入されるようになり、それを入手するために多くの金が出て行った。彼らは狩猟用の羽毛の上着の代わりに暖かいシャツを重ね着し、トナカイ皮の靴の代わりにゴムの長靴を履くようになり、それらは外観はお洒落だったが、現地の条件においては不便で不健康であることはもちろんのことだった。その結果、住民たちは靴や衣服、衣類など、生活に必要なもののほとんど全ての既製品を買うことに慣れ、自分で製作することができなくなってしまった。住居は鉄製のストーブで暖められるようになり、それは急速に住居を暖める一方で、冷えることも速かった。すでにラッコ猟はほぼすべて網を使って行われるようになっていた(33)。

この時代のクリル諸島について我々は正確なデータを持っていないが、思い切って推論するならば、次のようなことになる。すなわち、コマンドル諸島でもそうだったように、住民にとって悪い生活条件は、高い罹患率(結核、リウマチ、呼吸器、消化器、皮膚、泌尿生殖器その他に関する病気)と死亡率をもたらしした。このような場合、小児の死亡率は著しく高かった。クリル

諸島における住民の平均寿命は、コマンドル諸島の指標、すなわち23歳を越えなかったに違いない。

それでも彼らは自由だった。アレウト人とコディアク人はクリル諸島を気に入る、ロシア帝国のこの苛酷な僻遠の土地は、彼らにとって第二の故郷になったのである。まさにそういう理由で、1867年の露米会社清算後も彼らは島を去ってアメリカに出ていくことをしなかった。彼らはその後も出ていかなかったが、ペテルブルク条約によってロシアが日本にクリル諸島の中部と北部を引き渡した1875年の劇的な出来事が、はじめて彼らの運命を大きく、それも悪い方向へ急変させた。

これまでに書いてきたさまざまな事実はまた、ロシア政府とその極東の行政当局が、クリル諸島とその住民の運命に全く関心がなかったこと、そしてそのことが、その後の出来事を大きく左右し、国家がこの領土を喪失するとともに「クリル人」の事実上の滅亡を導いたことを、たいへん明確に示している。

- (1) *Федорова С.Г.* Русское население Аляски и Калифорнии. М., 1971. 269 с. (S. G. フォードロヴァ『アラスカとカリフォルニアのロシア住民』モスクワ, 1971年) ; *Макарова Р.В.* Внешняя политика России на Дальнем Востоке. М., 1974. 117 с. (R.V. マカーロヴァ『極東におけるロシアの外交』モスクワ, 1974年) ; *Алексеев А.И.* Судьба Русской Америки. Магадан, 1975. 325 с. (A.I. アレクセーエフ『露領アメリカの運命』マガダン, 1975年) ; *Болховитинов Н.Н.* Русско-американские отношения и продажа Аляски, 1834-1867. М., 1990. 368 с. (N.N. ボルホヴィチノフ『露米関係とアラスカの売却, 1834-1867年』モスクワ, 1990年)
- (2) ロシア皇帝と全日本の統治者との間で1855年1月26日に締結した通商と国境についての条約 Полное собрание законов Российской империи. Собрание второе. т. 32. Отделение первое. 1857. СПб., 1858. с. 279-282. (『ロシア帝国法律大全』第2集, 第32巻第1部1857年, サнкт-Пете

ルブルク, 1858年. 279-282ページ)

- (3) *Полонский А.С.* Курилы // Записки Императорского русского герграфического общества по отделению этнографии. т. 4. СПб., 1871. С. 369-576. (A. ポロンスキー「千島」『帝室ロシア地理学協会民族学紀要』第4巻, ベテルブルク, 1871年) [邦訳A.S. ポロンスキー著榎本武揚ほか訳『千島誌』(叢文社, 1979年)]
- (4) *Шубин В.О.* К вопросу о формировании границы между Россией и Японией в XVIII – XIX вв. «Краеведческий бюлленень» 1990. № 11. С. 5-10. (V.O. シュービン「18-19世紀の露日国境形成史の問題に寄せて」『郷土誌ビュレティン』1990年11号, 5-10ページ)
- (5) АВПР. Ф. 339 РАК. Оп. 888. Д. 181. Л. 1-2.
- (6) ЦГА РСФСР ДВ. Ф. 701. Оп. 1. Л. 9.
- (7) 同ファイル Л. 6-7об.
- (8) 同ファイル Л. 9-9об.
- (9) 同ファイル Л. 11-12.
- (10) 同ファイル Л. 15об-16.
- (11) 同ファイル Л. 18об.
- (12) シュムシュ島にあった露米会社の物的資産の価格についての, 政府派遣委員エンゲリガルトの資料 АВПР. Ф. 399. РАК. Оп. 888. Д. 181. Л. 1-2.
- (13) *Pierce, R.A.* *Russian America: a Biographical Dictionary*. Kingston, Ontario, 1990. (Alaska History. no. 33) p. 365.
- (14) ЦГА РСФСР ДВ. Ф. 701. Оп. 1. Д. 12. Л. 28-29об.
- (15) 同ファイル Л. 45-46.
- (16) フルゲリムの資料によると, 1868年にはオットセイだけが「... これまで毎年殺してきた数に対してほぼ4倍」捕獲された。同ファイル Л. 70-71.
- (17) 同ファイル Л. 50-53об.

- (18) ГАИО. Ф. 24. Оп. 10. Д. 64. К. 2102. Л. 1-6.
- (19) 同ファイル Л. 8.
- (20) 同ファイル Л. 26-30.
- (21) 同ファイル Л. 32.
- (22) ЦГА РСФСР ДВ. Ф. 701. Оп. 1. Д. 45. Л. 9-10.
- (23) ЦГА РСФСР ДВ. Ф. 701. Оп. 1. Д. 12. Л. 75.
- (24) ЦГА РСФСР ДВ. Ф. 1. Оп. 1. Д. 320. Л. 390-395.
- (25) ЦГА РСФСР ДВ. Ф. 702. Оп. 3. Д. 597. Л. 34об.-47.
- (26) ЦГА РСФСР ДВ. Ф. 701. Оп. 1. Д. 12. Л. 150-150об.
- (27) ЦГА РСФСР ДВ. Ф. 1. Оп. 4. Д. 338. Л. 15-15об.
- (28) *Ляпунова Р.Г.* Алеуты: очерки этнической истории. Л., 1987. С. 190. (R.G. リャプノヴァ 『アレウト人: 民族史概説』 レニングラード, 1987年, 190ページ)
- (29) ЦГА РСФСР ДВ. Ф. 1. Оп. 4. Д. 338. Л. 15-15об.
- (30) 同ファイル Л. 16-16об.
- (31) 同ファイル Л. 25.
- (32) 1821年に露米会社に与えられた特権により, アレウト人, エスキモー, コディアク人 [原文 *коняги* とあるが *кодьяки* の誤植と考える], クリル人は, 「島人」身分に編入され, 18歳から50歳まで露米会社に奉仕する義務を負った。1844年の露米会社定款により, 「島人」は「異族人」のカテゴリーに移されたが, 事実上以前と変わらない状態にあった。
- (33) *Ляпунова Р.Г.* Указ. соч. С. 190-192. (R.G. リャプノヴァ 前掲書, 190-192ページ)

※註10, 11の位置について, 原文には明示されていなかったため, 著者に確認した上でこれを挿入した。